

道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示案について

1. 背景

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）においては、第3章の規定に基づき、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）を定め、これに適合する自動車等でなければ、運行の用に供することができない旨定められている。

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

これらを踏まえ、保安基準第58条の3を新たに制定し、米国において製作された自動車（同国で安全性の確保が図られていると認められるもの等に限る。）のうち国土交通大臣が告示で定めるものについて、安全確保等に係る措置が講じられることにより保安上・公害防止上支障がないと国土交通大臣が認定した場合は、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定したものに適合するものとみなすこととする。

これに伴い、「道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示（令和8年国土交通省告示第●●号）」を定める必要がある。

2. 概要

国土交通大臣が定めるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 指定自動車等以外の自動車であること
- (2) 当該自動車の自動車製作者等その他保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたときに改善措置を適確に講ずることができる能力を有すると認められる者により米国から輸入された自動車であること
- (3) 専ら乗用の用に供する自動車等であること

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和8年1月下旬